



仙台市障害者自立支援協議会の取組み

仙台市障害者自立支援協議会では「障害のある方への支援体制に関する課題について共有し、関係機関の連携を密にしていくこと」「地域の状況に合った体制を整えて、障害のある方への支援体制をつくっていくこと」を目的に各種部会を設け、議論を展開しています。

令和元年8月28日に第1回仙台市障害者自立支援協議会が開催され、今年度の取組みについて議論し共有を図りました。

地域課題解決に向けた取組み

○近年、高齢化社会の進展に伴って、高齢者が同居する障害者を介護する等の問題が顕在化し、障害分野のみでのネットワーク支援ではなく、高齢分野など他分野ともネットワークの構築が必要となっています。今年度は高齢分野や民生委員などと、各区自立協での取組みや相手のフィールドに赴いての情報交換の場等を通して効果的な連携について共有していきます。

○インフォーマルな資源は多種多様であり必要な情報と必要としている人をうまくつなげることが難しいのが現状ですが、地域生活を送るには欠かせないものです。インフォーマルな資源の中でその一人一人ひとりに個別性が求められる余暇活動に関する情報を適切に効率よくつなぐ仕組みづくりを検討していきます。

障害のある方が地域で孤立しないよう 相談支援体制の強化

○居住支援や緊急対応の体制整備、緊急事態を防ぐための予防的かかわりを通じて、障害児者が地域で孤立することなく地域で生活し続けられるよう地域生活支援拠点をモデル事業として青葉区で運営しています。今年度は、来年度からの本格実施を想定し、事前登録や予防的関与を他区においても実施していきます。

○多機関協働によるケースレビューを実施し、適切な進捗管理や支援チームをつくっていくことで、支援の枠からこぼさず的確な支援を継続できるようにしていきます。

支援者の人材育成に係る 研修体系の確立

○相談員のスキルアップが図れるよう仙台市で実施しているケアマネジメント研修の体系を見直します。

○公的な資源だけでなく地域資源を活用する手法など、障害のある方が地域でその人らしい生活が送れるように一人ひとりに合った個別性の高い支援を学びます。

○研修に参加した相談員のみならず、事業所内においても相談員のスキルアップが図れるようリーダー的相談員の人材育成を図り、事業所全体・仙台市全体の相談支援の質の向上を目指します。

心身障害者医療費助成のご案内

令和元年 10 月 1 日から精神障害者保健福祉手帳 1 級
をお持ちの方も助成対象となりました

○心身障害者医療費助成制度とは…

通院や入院などにかかった医療費のうち、保険診療による自己負担相当分の一部または全部を助成する制度で、助成金を後日口座に振り込みます。

所得制限と、障害等級・種別による年齢制限があります。

○助成を受けられない場合

①障害者本人、保護者、配偶者または障害者の生計を維持する扶養義務者（直系血族、兄弟姉妹等）の所得が定められた所得制限の限度額を超えている方

②生活保護を受けている方

○助成を受けるには資格登録申請が必要です。資格登録の有効期間は、10月1日(途中で助成を受け始めた場合はその日)から翌年9月30日までです。

※資格登録の有効期限内に精神障害者保健福祉手帳の有効期限が満了する場合は、手帳の有効期限と同日までとなります。引き続き助成を受けるには、有効期限更新後の手帳が必要です。

○詳しい情報については、各区役所、または総合支所 保険年金課 医療助成係（秋保総合支所は保健福祉課 福祉係）までお問い合わせください。

投稿コーナー

このコーナーでは利用者の皆様のお声を載せていきます！

ペンネーム・そらさんの体験談から見えないつらさや不便さ、だれにでも起こり得ることであること、どのように乗り越え今の自分があるのかを伝えていきます。

【 家庭的なシェルターがあれば 】 そらさん No.9

子供にしつけを始めたつもりが暴言が止まらなくなったという、感情の抑制ができない親は多いみたいです。その元でなんとか育っても多くの子供達はいつも嫌な記憶にとらわれ自立どころか病んだ思考や体に悩まされ、死という逃げ場を思う所まで追い詰められているのは広く知られているのでしょうか。一見五体満足、衣食住、親のある人達の苦悩は外から見えないので助けが入りません。1人で離れて住んでもすぐ回復しません。当事者のほうから行ける逃げ場、年末年始等に少しでも家庭を味わえるような場所があればまだ救われるのにとその1人として安心できる居場所が早くできる事を心から望んでいます。

お知らせ

年末年始の 相談体制について

- 電話相談のみ・サロンお休み
…令和元年 12 月 28 日(土)・
30 日(月)・31 日(火)
…令和 2 年 1 月 2 日(木)～
4 日(土)
- 休業(相談・サロンともにお休み)
…令和元年 12 月 29 日(日)
…令和 2 年 1 月 1 日(水・祝)
…令和 2 年 1 月 5 日(日)